



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第76号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1992, 76, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78887
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

第76号

1992年5月1日
吐魯番出土文物研究会

■ 目 次 ■

〈特別寄稿〉 トゥルファン出土「某氏殘族譜」初探（Ⅳ・完）……王素著	1
關尾史郎訳	
〈紹介〉 凍国棟著『唐代的商品經濟与經營管理』	6

〈特別寄稿〉

トゥルファン出土「某氏殘族譜」初探（Ⅳ）

王素著
關尾史郎訳

二 譜主の生きた時代（承前）

（二）驛馬護軍と大夏僑郡について

本譜によると、譜主の歠は綏戎・驛馬兩護軍と酒泉・大夏兩郡の太守を歴任している。この時代の太守は通常軍官を兼帯していたことから判断すれば、彼は実際には先に綏戎護軍・酒泉太守の任にあり、次いで驛馬護軍・大夏太守に転じたと考えることができる。この綏戎は地名だが、所在地は不明である。宋代に綏戎堡の名があり、これがこの綏戎の後身だとすれば、わずかに甘肅に属することが知られる程度で、具体的な所在地は不詳とするほかない。ただ歠は綏戎護軍をもって酒泉太守を兼務しているので、綏戎が酒泉と地理的に一定の関連を有していたことは推測できる。またこれと同じく彼は驛馬護軍をもって大夏太守を兼務しているので、驛馬も大夏と地理的に一定の関係を有していたものと判断される。ただし周知のように、驛馬が本来涼州酒泉郡の属県であるのに対して、大夏は本来河州の属郡であって、両者は約一千五百里以上も離れており、地理上では実際にいかなる関係も認められないのである。このように見てくると、歠の官歴に出てくる大夏郡は酒泉郡の領域内、しかも驛馬の近くに設けられた僑郡と考える以外にはなかろう。ただこの大夏僑郡が西涼によって設置されたのか否かという問題については、なお更に検討を加える必要がある。

河西の歴史を通観すると、時代を異にする二つの驛馬があったことがわかる。一つは西晋時代に酒泉郡の属県として設けられた驛馬で、その故地は現在の甘肅省玉門市である。いま一つは北宋に見られる故張掖県の属戎の驛馬で、こちらの故地は現在の甘肅省張掖県である。後者は前者を移置して成立したものであろう。『元和郡縣圖志』卷四〇隴右道下甘州張掖縣条および肅州条によれば、張掖県はもと漢の轆得県で、晋代に永平県と改称され、隋の開皇三（五八三）年、酒泉郡が廃止されてその属県がそのまま甘州に改属されると、今度は酒泉県にあらためられ、大業二（六〇六）年にはさらに張掖県と改名された。既に永平県が酒泉県と改名されたからには、当然酒泉郡に属していた驛馬にも変化が起こったはずで、その後酒泉県からさらに張掖県と改名された地に移置されたのではあるまいか。したがって、この二つの驛馬は同一地ではないが、その名称の由来は同じだったと考えられる。本文で問題としている驛馬は前者で、こちらについては名称の由来は不明だが、後者の由来から推測

できる。『太平實字記』卷一五二隴右道廢甘州張掖縣条は、移置後の驛馬の名称の由来について、「驛馬戌、傳に云う。昔、驛馬二匹有り。匈奴の爲に掠去せらるるも、數載にして自ら還る。その地を以て邊防と爲すに、此に因りて以て戌名を立てるなり。」とする。ここに出てくる「匈奴」は明らかに漢代のことだから、漢代の酒泉に既に驛馬なる地名があり、かつそれが辺境防衛の要地であったことがわかる。西晋はほぼこの基礎の上に県を置いたのであろう。後にあらためて護軍が置かれたのも、この地がかねてより辺境防衛の要地であったことと無関係ではあるまい。

五胡十六国時代、一般的には県を単位として護軍が設置されたが、原則として護軍と令長が併置されることはなかった。だから先にも引いた『十六國疆域志』が、前涼のこととして、「蓋し枹罕、令有り、また護軍有るなり。」とするのは、原則に照らしあわせて妥当ではない。前涼の枹罕令として名前が確認されるのは嚴羌一人だけで、張軌の治世の初めのことである。この当時はまだ枹罕の付近では戦闘もなく、県令を任命して民政を担当させれば事足りたのである。いっぽう枹罕護軍としては、辛晏と李達の名が見えている。前者は張駿が前趙と対峙していた時期、後者は張重華が後趙と対峙していた時期である。この当時になると、枹罕の地は前線になり、戦闘が頻繁に起こっていたので、護軍を改置しなければならなかった⁽¹³⁾。驛馬の情況もほぼこれと似たようなものであった。前涼、前秦、および後涼の時代を通じて驛馬の地は涼州西北部の安全地域だったので、県令が任命されるだけだった。『晉書』卷一二二呂光載記には、王穆なる人物が酒泉を襲撃してここを占拠し、大將軍・涼州牧を自称したが、光がこれを攻め敗ったことを述べ、「穆、單騎にて驛馬に奔るも、驛馬令郭文、斬首して之を送る。」としており、後涼の呂光の時代においても驛馬には間違いなく令が任命されていたことを証明している。したがって驛馬に護軍が置かれるようになるのは、西涼李暠の創業当初に始まったといえよう。

李暠は字玄盛、隴西狄道の人である。祖父の弁は前涼に仕えて武衛將軍に昇り、父の昶は令名があったが早く亡くなった。暠は西平の郭騰や敦煌の宋繇らと交わりを結んだ。段業が北涼政權を立てて都を張掖に遷すと、暠は先ず北涼から敦煌郡の效穀令に任じられた。やがて敦煌太守で沙州刺史でもあった孟敏が亡くなると、暠は敦煌護軍だった馮翊の郭謙や沙州治中だった敦煌の索仙らの推挙を受けて敦煌太守となる。彼は段業が闇弱なのを見てとると、北涼から離反して自ら政權を立てることを画策するようになる。李暠の自立について、『晉書』卷八七の本伝には以下のようにある。

隆安四（四〇〇）年、晉昌太守唐瑤移檄六郡、推玄盛爲大都督・大將軍・涼公・領秦涼二州牧・護羌校尉。玄盛乃赦其境内、建年爲庚子。……以……令狐遷爲武衛將軍・晉興太守、汜德瑜爲寧遠將軍・西郡太守、張靖爲折衝將軍・湟河太守、索訓爲威遠將軍・西平太守、趙開爲驛馬護軍・大夏太守、索慈爲廣武太守、陰亮爲西安太守、令狐赫爲武威太守、索術爲武興太守、以招懷東夏。

その経歴から判断して、李暠は隴西と敦煌、および涼州東部の諸郡などとの関係が最も深かった。彼自身は隴西の人で、隴西郡は秦州に属していたから、その自立にあたっては先ず秦州牧を領する必要があった。加えて彼は敦煌の地で志を得たのであるから、張氏、汜氏、索氏、陰氏、趙氏、および令狐氏といった敦煌の大族出身者を先ず起用しなければならなかった。また彼は郭騰とも親交があったが、騰は西平の人であるから、李暠と涼州東部の大族との関係も、その他一般と同じではないことを示している。しかし北涼からの自立は倉卒に行なわれたため、涼州東部の大族はみな政權に参画できなかった。李暠が西郡、西安、武興、武威、西平、廣武、晉興、湟河、および大夏など本来は涼州東部の九郡を僑置し、「以て東夏を招懷」する必要もここにあったのである^[7]。いうまでもなく、涼州東部の大族が暠の求めに応じて赴いたならば、これら僑郡の太守に充てられるはずであった。ところで上に引いた文では、当時敦煌の趙開が驛馬護軍・大夏太守の地位に就いているが、これは譜主である歆の官職と全く同じである。したがってここから、彼は求めに応じて暠のもとにやって来た涼州東部の大族の一人で、彼が驛馬護軍・大夏太守の任にあったのは、趙開の以後ほどなくであったと

断定してよいだろう。

以上、譜主歆の官歴中に見える大夏郡と驛馬護軍について若干の考証を試みたが、それによって彼が驛馬護軍・大夏太守の任にあったのは西涼の初め、具体的には李暁の庚子元（四〇〇）年に趙開が驛馬護軍・大夏太守になった後、ほどなくであったことがわかった。これによってまた、歆の驛馬護軍・大夏太守の前後の官職にあった年代や、歆以外の譜主の生きた時代についても一定程度推測することが可能になったのである。歆は驛馬護軍・大夏太守の任に就く以前、綏戎護軍・酒泉太守の地位にあった。酒泉はもともと後涼の属郡であって、呂光の龍飛二（三九七）年、沮渠男成が光の酒泉太守壘澄を殺すと、ややして酒泉は北涼の属郡になった。北涼は当初沮渠男成を酒泉太守としたが、段業の神璽二（三九八）年には王徳がその後を襲った。しかし天璽二（四〇〇）年に王徳が西涼に降ってしまったので、新たに沮渠益生がこれに代わった。沮渠蒙遜の永安元（四〇一）年、酒泉は北涼に叛いて西涼につき、翌二（四〇二）年には益生も西涼に降った。これによって酒泉は西涼の領有するところとなったのである。建初元（四〇五）年、李暁は酒泉に遷都する。これ以後酒泉は西涼の支配下にあり、再び北涼の領域に入るのには、西涼の滅亡を俟たなければならなかった。この事実よりすれば、譜主歆が綏戎護軍・酒泉太守だったのは、西涼時代とは考えられず、かつまた北涼時代という可能性もなくなるので、後涼時代で、しかも壘澄より以前という可能性しか残らない。とすれば、彼が最初に孝廉に挙げられ、また世子庶子を委任されて就かなかったというのも、呂光の龍飛元（三九六）年より以前だったということになる。五胡十六国時代、諸涼政権はいずれも秀才・孝廉の察举制度を実施しており、『敦煌實録』や『續敦煌實録』などによれば、索苞と汜勝はともに前涼で「孝廉に挙げられ」、宋繇は後涼で「秀才に挙げられ」た。『文書』釈文本の第一冊には、「西涼建初四（四〇八）年秀才對策文」^{〔8〕}と北涼後期の「孫孜補孝廉」文書が収録されている^{〔9〕}。歆が後涼政権下で孝廉に察举されたということはこのような制度とも符合する。また龍飛元（三九六）年六月、呂光は天王位に即き、世子を太子とあらためた。したがって歆が後涼政権下で世子庶子を委任されても就かなかったのは、龍飛元年に呂光が世子を太子とあらためる以前のこととなる。彼は最後に侯爵を授与されているが、これは西涼の前期のことになろう。五胡十六国時代、諸涼政権は等しく封侯制度を施行していた。先に引いた『晉書』の李暁の本伝によれば、彼の祖父李弇は「張軌に仕え」、かつて「安世亭侯」に封ぜられているが、西涼の制度は前涼のそれに最も近かったので、歆が西涼で侯に封ぜられていることは、なんら問題はない。次に歆以外の譜主についてだが、先ず歆と同じく左側の欄の三番目の譜主である藝は、続柄を示す直線の引かれ方から判断すれば、二番目の譜主である純と兄弟関係にあり、いずれも一番目の譜主歆の子である。もしそうであれば、藝が孝廉に察举され、西郡太守に至ったのは西涼後期か、北涼が涼州西部を統一した時期であろう。さらに同欄の五番目の譜主である某も直線で示されているように、藝の孫と考えられる。そうであれば、彼が明威將軍となったのは、沮渠氏高昌国か、閼氏・張氏・馬氏など諸氏高昌国かであって、とにかく麴氏高昌国と考えることは不可能であろう。いっぽうこれに対して、右側の欄の譜主たちの生きた時代だが、おそらく左側の欄の譜主たちとはほぼ同じであろう。ただ五番目の譜主である縉の生きた時代は、左欄の同じく五番目の譜主某に比べると、やや早いようである。縉は折衝將軍・安戎護軍になっているが、この安戎とは秦州の地名である。これについて、『魏書』卷一〇六地形志下秦州略陽郡安戎縣条の注には、「前漢、戎邑と曰い、天水に屬す。後漢・晉、罷む。後、改めて屬す。」とあるが、最後の「後改屬」が具体的に何を指すのか不明である。推測するに、戎邑をあらためて安戎としたのも、新たに県を置いたのも、五胡十六国時代のことなのではないだろうか。五胡十六国時代の後半期に秦州を占拠していたのは、後秦、西秦、および夏などの国である。後秦が秦州を占拠していた時期は一貫して西秦が存続していて、本譜の譜主である麴氏の郡望西平と後秦との交通を阻害していた。また夏が秦州を占拠していた時期はきわめて短期間にすぎないばかりか、やはり西秦によって西平とは隔てられていた。したがって縉が安戎護軍の任にあったのは、西秦の支配下においてであった可能性が大きい

といえよう。

このように、後涼呂光の時代以後、西平麴氏は再度台頭したのだが、この点に関しては、ほかにもまだ傍証がある。ここには二点ばかり指摘しておきたい。

第一点は、後涼呂光の時代に、連行されていた西平麴氏が赦免され、本貫に帰還しているという事実である。先に述べたように、前涼の張軌の時代に、西平の麴氏、田氏、および王氏の三大族が反乱を起こし、「元惡六百餘家」が「徙さ」れていた。その行先としては西海郡の可能性が大きいことは既に確認しておいた。西海郡は西漢の居延県に相当するが、僻遠の地だったため、長い間罪人の流刑地であった。前秦の建元十六（三八〇）年にも、行唐公苻洛が反乱に失敗してこの郡に徙されている。淝水の戦いの後、前秦政権が瓦解すると、美水令の張統は涼州刺史の梁熙に対して苻洛を盟主に奉じることを勧めるが、梁熙はこれを採らなかったばかりか、人を西海にやって苻洛を殺してしまう。建元二十一（三八五）年、呂光が梁熙を殺して涼州を占拠すると、人心を収攬するために、西海郡の人士を内部の諸郡に徙した。しかしこの措置は彼らを満足させるものではなかった。『晉書』卷一二二呂光載記は、これについて以下のように記す。

初、光徙西海郡人於諸郡、至是、謠曰、「朔馬心何悲？念舊中心勞。燕雀何徘徊？意欲還故巢。」頃之、遂相扇動、復徙之於西河・樂都。

彼らは「故巢」に帰れることを願ったという。呂光は彼らが怨みから乱を起こすことをただただ恐れて、再度彼らを西河と樂都に徙した。その後の情況について史書は語らないが、おそらく彼らは念願がかなったのだから、事件を起こすようなことはなかったのであろう。つまり西河と樂都は彼らにとってまさに「故巢」だったと判断できる。この西河と樂都はともに郡名である。本文にも既述したように、樂都郡は後涼時代に呂光によって西平郡の安夷県が分置されたものである。また『元和郡縣圖志』卷三九隴右道上郡州条に、「後涼の呂光、西平を改めて西河郡と爲す。」とある。つまりこの二郡のうち、一つは西平郡から分かれたものであり、もう一つは西平郡が改名されたものなのであって、結局いずれも本来は西平郡の地だったのである。したがって西河・樂都兩郡に徙された西海郡の人々とは、その大多数が本来西平郡に本貫を有していた人々だったということになる。そうであれば、彼らのなかに、かつて西海郡に徙された西平麴氏の一族が含まれていたと考えるのが自然であろう。連行されていた西平麴氏のメンバーは赦免され本貫の郡に帰還したのであって、これは西平麴氏が再び台頭していくための条件となっていた。

もう一点は、南涼と西秦において、既に西平麴氏が政治の表舞台に頻繁に登場している事実である。この点に関して、『晉書』卷一二六秃髮烏孤載記には、以下のようにある。

烏孤更稱武威王。後三歲（三九七年）、徙于樂都、署弟利鹿孤爲驃騎大將軍・西平公、鎮安夷、僭檀爲車騎大將軍・廣武公、鎮西平。……陰訓・郭倖、西州之德望；楊統・楊貞・衛殷・麴丞明・郭黃・郭奮・史嵩・鹿嵩、文武之秀傑；梁昶・韓疋・張昶・郭詔、中州之才令；……皆內居顯位、外宰郡縣。

また秃髮利鹿孤載記によれば、同年烏孤が亡くなり、利鹿孤が即位すると、「また西平に徙居し、記室監麴梁明をして段業に聘せしめ」ている。当時、南涼の政治の中心は樂都、西平、および安夷の三か所であり、この三か所はまた等しく西平郡の故地でもあった。そして起用された麴氏、衛氏、および郭氏の出身者はいずれも西平郡の大族であった。ここから、西平麴氏は既に政治の表舞台に再登場しており、同郡の衛氏や郭氏などとも、政権を支える者同士としての交流があったことがわかる。本譜における西平麴氏と同郡の衛氏や郭氏らとの婚姻関係も、彼らの間の関係が緊密だったことを反映していよう。さらに『晉書』卷一二五乞伏乾歸載記、ならびに乞伏熾磐載記、および『資治通鑑』の当該条などによれば、麴景なる者がおり、太元十七（三九二）年に西秦政権下において、乞伏乾歸の侍中になったのを皮切りに、熾磐の御史大夫・尚書令に昇っているほか、麴承なる者は、元嘉五（四二八）年に乞伏暮末の西平太守となっている。この二人は明らかに西平麴氏の一族と考えられ

る。このように西平麴氏は政治の表舞台にたびたび登場しており、このことは彼らが再度台頭してきたことを物語っているのである。

以上の検討と考証とを通じて、本譜の譜主の生きた時代はおおよそ五胡十六国時代の後半期、具体的には後涼、西涼、西秦、および北涼の時代だったということが明らかになった。ただしある譜主に関しては、沮渠氏高昌国、さらには閼氏・張氏・馬氏高昌国時代という可能性も認められる。

三 結 語

以上、本譜を中心にして、史書や関連する出土資料を参照しながら、譜主の状況とその家族の歴史について多角的に検討してきた。その結果、本譜は「西平麴氏族譜」ともいうべきものであって、譜主の生きた時代はおおむね五胡十六国時代の後半期から諸氏高昌国にかけての時代であることが明らかになった。西平麴氏は東漢末年以来、よく謀反を起こすことで知られていた。そしてこのことは、同じ西平の郭氏、衛氏、田氏、および王氏などの諸大族にも等しく共通している。前涼張軌の時代、西平麴氏は謀反に失敗して、一族の大部分が西海郡に流されてしまったので、比較的長期にわたって政治の表舞台に登場することはできなかった。しかし後涼呂光の時代に至って彼らは赦免されて本貫に復帰することができた。これ以後、西平麴氏は再び台頭してゆくのである。彼らは同郡の衛氏や郭氏と婚姻関係を紐帯として西平大族集団ともいうべきものを組織したので、河西に割拠した諸政権は競って彼らを自分の陣営に引き入れようとした。本譜では左側の欄の一番目の譜主である歆は、後涼で孝廉に挙げられ、世子庶子は辞退したが、その後、綏戎護軍・酒泉太守となり、次いで西涼の求めに応じてその驛馬護軍・大夏太守の任に就き、關内侯に封じられた。また歆の子藝は西涼で孝廉に察挙され、北涼時代に西郡太守となっている。右の欄の五番目の譜主縉は西秦の折衝將軍・安戎護軍となっている。しかし乱を避けて高昌に移ってからは、状況に変化が生じる。さまざまな原因がかさなあって、西平麴氏は高昌ではさして重視されなかったのである。例えば藝の孫にあたる某は早年の時期に明威將軍に就いたにすぎなかった。高昌国時代、西平麴氏は代々交河郡に居住し、交河郡鎮西府に出仕しており、都城に盤居していた王族金城麴氏と比較すると、生活面でも官歴面でも大いに遜色があったので、自己の郡望を提示しようとはしなくなっていた。したがってもし本譜が出土しなかったならば、私たちは高昌に西平麴氏の一族も移住して来ていたという事実を知ることは困難だったにちがいない。

この「西平麴氏族譜」は、私たちが実見することのできる族譜の現物のうち最古のもので、それ自身としてきわめて貴重な文物である。しかもそれに対する検討を通じて、中古時代の河西ならびに高昌地区に関する、今まで知られていなかった多くの史実を解明できたことは、それ以上に大きな収穫といえることができる。しかしまた、本譜の価値はなおこれにとどまるものではなく、『世説新語』の劉孝標注に引かれている諸氏族の族譜との比較作業を通じて、一層の研究成果が期待できるものである。ただ残念なことに、本稿では紙幅に限りがあるので、この問題について詳論することはできない。(完)

【原註】

- (13) 枹罕に護軍が置かれたのは、張駿や張重華の時代に始まるのではない。『元和郡縣圖志』卷三九隴右道河州条に、「晉惠帝、立枹罕護軍。」とあるので、元康六(二九六)年に秦、雍兩州が齊萬年の反乱に巻き込まれた際に設置されたのではないだろうか。この当時枹罕は秦州と境を接しており、涼州への入口になっていたので、護軍を設置して反乱が西の涼州に及ぶのを阻止しようとしたものと考えられる。張軌が涼州に赴任した際、反乱軍は既に平定されていたため、護軍は再び令と改名されたのであろう。

【訳註】

- [7] このような西涼政権の性格については、佐藤智水「五胡十六国から南北朝時代」（『講座敦煌』第二巻・敦煌の歴史 大東出版社、一九八〇年）、参照。
- [8] カラホージャ九一号墓出土、録文は『文書』第一冊、一一三頁以下。なお本文書については、陸慶夫「吐魯番出土西涼《秀才对策文》考略－兼論漢晉隋唐時期策試制度的伝承－」（『敦煌学輯刊』一九八九年第一期）なる専論がある。
- [9] カラホージャ九六号墓出土、録文は『文書』第一冊、八七頁。なお正式な表題は、「功曹下田地縣符爲以孫孜補孝廉事」である。

■紹介：凍国棟著『唐代的商品經濟与經營管理』

（武昌 武漢大学出版社 1990年3月）

本書の著者である凍国棟氏（1957年生 武漢大学歴史系講師）は、本書と同題の碩士論文によって1986年10月に武漢大学歴史系を修了した若手研究者で、本書は近年雑誌に公表された論稿を中心に編まれた氏の初めての著書である。氏の論稿は今まで『喀什師範学院学報』や『許昌師專学報』などわが国では入手しにくい学報類に掲載されることが多かったのを想起すると、本書の公刊は洵に有意義といえよう。

本論は、上篇 商品經濟的發展与其局限性と、下篇 商品經濟的經營管理方式の二篇からなり、冒頭に序言が、また巻末には結論と後記が配されている。上篇では先ず、伝統的な「坊市制度」が商業・手工業の發展によって形骸化してゆき、従来の政治的・軍事的な都市が經濟的な都市に変貌し、かつ都市の外部にも「草市」が出現したことを確認し（第一章）、その前提ともなった「行」とそれが扱う品目の多様化を出土資料などからあとづけ、主要な製造業についても概観する（第二章）。次いで関中以下の地域ごとに經濟の特色と發展の不均衡性を、また品目ごとに經營の特徴を指摘し、さらには商業資本が高利貸・地主・手工業者などの側面を有しており（第三章）、そのような構造的な特質や唐中期以降の政治過程が、商品經濟の發展に限界を与えたという（第四章）。後篇では最初に、農業中の商品作物栽培について、とくに地主經營における雇傭労働について論じ（第五章）、次いで都市と農村の小手工業、雇傭労働による大型の手工業經營、および商業など民間商工業の經營形態（第六章）と、官營の手工業や専売の經營形態（第七章）について整理する。中心ともいえるべき第八章では、民間の商工業に対する國家の管理について、生産者と交易者それぞれに対する經營・品質管理や税役負担、管理を担当する官員組織、市場における交換制度と価格管理について述べる。またあわせて「開元通寶」以下の貨幣に対する管理を検討し、銅錢の絶對的不足狀況が指摘される（第九章）。最後に、内陸アジアの諸民族・諸國家との間の交易の多様な形態と、そこにおける「商胡」の介在（第十章）や、安史の乱後活発化した海上ルートでの交易とそれに対する管理などが整理されている（第十一章）。

本書が論じたような問題自体が比較的新しいためもあって、とくに第八章などでは、トゥルファン文書以下の出土資料の扱い方にも新たな視点が出されている。

なお著者には本書の基礎となった論稿以外にも、人口史というべき新しいテーマや、高昌国時代の制度史に取り組んだものもあるので、今後の問題の展開に期待したいと思う。（關尾）

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)